

労務 ROAD

■パワハラ防止義務化に向けて②

前回、中小企業では2022年4月1日からパワハラ防止が義務化されることをお伝えいたしましたが、今回は、実際にどんな事例がパワハラに当たるのかを見ていきましょう。また、厚生労働省から、パワハラに該当する例に加え、「該当しない例」も盛り込んだ指針案が出されていますので、該当しない例も併せてご紹介いたします。

★パワハラの6類型

1	身体的な攻撃	・灰皿を投げつけられてけがをした ・胸ぐらをつかんで説教された
		【該当しない例】 ・過ってぶつかること
2	精神的な攻撃	・同僚の前で、上司から無能呼ばわりされた ・懲罰的に規則の書き写しなどを長時間行う
		【該当しない例】 ・重大な問題行動を行った場合に一定程度強く注意する
3	人間関係からの切り離し	・必要な資料が配布されない ・全員が呼ばれている忘年会にわざと呼ばれない
		【該当しない例】 ・採用時に短期集中的に別室で研修などの教育を実施する
4	過大な要求	・とても一人では処理しきれない量の業務を命ぜられた ・終業間近に過大な仕事を押し付けられた
		【該当しない例】 ・繁忙期に業務上の必要性から一定程度多い業務を任せる
5	過小な要求	・営業職として採用されたが草むしりばかりさせられた ・仕事を何も与えられない
		【該当しない例】 ・能力に応じ、一定程度業務内容や業務量を軽減すること
6	個の侵害	・携帯電話やロッカーなどの私物を覗き見された ・年次有給休暇の取得理由を執拗に聞かれた
		【該当しない例】 ・労働者への配慮を目的とした家庭状況等のヒアリング

パワハラをした本人だけではなく、会社にも責任が認められた裁判例も少なくありません。パワハラ防止が義務化される前に、社内にパワハラが無いかを確認し、また、今後発生しないように対策を講じておく必要があります。

【厚生労働省「明るい職場応援団」より】

■秋の遠足&忘年会 阪急宝塚線・暗号仕掛けの乗車券

11/30(土) 阪急宝塚線で開催されている謎解きにチャレンジしてきました!

11:30に集合し、17:30までみっちり6時間考え、3チーム中2チームがクリアできました! 職員ほぼ全員、謎解きは初挑戦だったのですが、想像していた以上に楽しかったです。皆様もぜひ解けた時の快感をぜひ味わってください!

夜は北新地の弊所顧問先様のイタリアンレストランで忘年会。今年はイタリアンのコースで上品な忘年会となりました。2年連続でお花見が雨で中止になる、雨男雨女の多い事務所ですが、今回は1日お天気も良くよかったです。



VOL.675
(1912-4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当: 矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで!



初めまして! 教育チームの井村です☆主に所内ルール・各種事務手続きなどの新入所員への教育を効果的に実施し、お客様に質の高いサービスを提供出来る様に取り組んでいます。例えば毎週2回、法律や助成金などの勉強会を設けて知識の向上に努めています。今後は、皆様に幅広く情報提供が出来る様に、保険や経営の勉強会も開催する予定です!
(教育チーム 井村)

12月 労務スケジュール

- ・年末調整
- ・賞与支払届の届出
(12月支給の場合)
- ・ハラスメント防止月間